

上天草・宇城水道企業団年表

- H 7. 7. 3 (仮称) 上天草・宇城地域水資源対策協議会が発足する。
[構成市町村 1市1町1村 計13市町村]
上天草地域 大矢野町・松島町・有明町・姫戸町・
龍ヶ岳町・御所浦町・倉岳町・栖本町
宇城地域 宇土市・松橋町・小川町・不知火町・豊野村
- H 9. 8. 18 (仮称) 上天草・宇城水道企業団設立準備委員会が設置される。
[構成市町村 1市6町1村 計8市町村]
上天草地域 大矢野町・姫戸町・龍ヶ岳町・倉岳町
宇城地域 宇土市・松橋町・小川町・豊野村
- H 9. 10. 17 八の字土地改良連合会から上水水利使用に係る球磨川からの取水に関する同意を得る。
- H 9. 12. 2 球磨川漁業協同組合から上水水利使用に係る球磨川からの取水に関する同意を得る。
- H 10. 1. 8 上天草・宇城水道企業団設置許可申請書を県に提出する。
- H 10. 1. 23 熊本県知事から上天草・宇城水道企業団設置の許可を得る。
- H 10. 2. 13 熊本県公営企業管理者から上水水利使用に係る球磨川からの取水に関する同意を得る。
- H 10. 2. 17 (株) 興人八代工場から上水水利使用に係る球磨川からの取水に関する同意を得る。
- H 10. 2. 23 農林水産大臣から上水水利使用に係る球磨川からの取水に関する同意を得る。
- H 10. 2. 25 日本製紙(株)八代工場から上水水利使用に係る球磨川からの取水に関する同意を得る。

- H 10. 3 熊本県が環不知火海圏域広域的水道整備計画を策定する。
- H 10. 3. 20 球磨川水系球磨川における水利使用許可申請書を国に提出する。
- H 10. 3. 23 上天草・宇城水道用水供給事業経営認可申請書を県に提出する。
- H 10. 3. 31 熊本県知事から上天草・宇城水道用水供給事業の経営認可を得る。
- H 10. 6. 29 建設大臣から球磨川水系球磨川における水利使用の許可を得る。(最大取水量 0.282 m³/秒)
- H 10. 11. 11 水道用水供給事業の工事に着手する。
- H 10. 12. 25 熊本県と県有財産の持分設定等に関する協定に係る覚書を締結する。
- H 10. 12. 25 熊本県公営企業管理者と八代工業用水道事業施設の持分設定に関する協定を締結する。
- H 11. 11. 29 熊本県漁連三部会と上天草・宇城水道企業団送水管布設工事の協定を締結する。
- H 11. 11. 30 熊本県漁連五部会と上天草・宇城水道企業団送水管布設工事の協定を締結する。
- H 12. 1. 31 松橋町及び豊野村と水道用水の供給に関する協定を締結する。
- H 12. 2. 1 宇土市、小川町、大矢野町及び倉岳町と水道用水の供給に関する協定を締結する。
- H 12. 2. 10 姫戸町と水道用水の供給に関する協定を締結する。
- H 12. 2. 18 龍ヶ岳町と水道用水の供給に関する協定を締結する。

- H 12. 3. 6 松島漁業協同組合と上天草・宇城水道企業団送水管布設工事の協定を締結する。
- H 12. 3. 10 大矢野漁業協同組合と上天草・宇城水道企業団送水管布設工事の協定を締結する。
- H 12. 7. 1 企業団構成市町村の豊野村が豊野町となる。
- H 12. 11. 6 三角町土地改良区と上天草・宇城水道企業団送水管布設工事に関する協定を締結する。
- H 13. 9. 3 松島海運組合と海底送水管埋設に関する協定を締結する。
- H 15. 4. 1 熊本県公営企業管理者、日本製紙(株)八代工場、(株)興人八代工場及び八代平野土地改良区連合と遙拝頭首工の管理に関する覚書を締結する。
- H 15. 4. 1 熊本県公営企業管理者、日本製紙(株)八代工場、(株)興人八代工場及び八代平野北部土地改良区と北岸導水路の管理に関する覚書を締結する。
- H 15. 4. 1 熊本県公営企業管理者、日本製紙(株)八代工場、(株)興人八代工場及び八代平野北部土地改良区と八代工業用水道太田水路及び松高水路の維持管理に関する覚書を締結する。
- H 15. 4. 1 農林水産省、熊本県公営企業管理者、日本製紙(株)八代工場及び(株)興人八代工場と共有施設の管理に関する協定を締結する。
- H 15. 7. 8 送水管の充水、洗管作業及び水圧試験を開始する。
- H 15. 7. 31 水道用水供給事業の全工事が竣功する。
- H 15. 8. 1 宇土市、松橋町、小川町、豊野町、大矢野町、姫戸町、龍ヶ岳町及び倉岳町と構成市町配水池の管理に関する協定を締結する。

- H 15. 8. 1 八代浄水場の第三者委託を開始する。
- H 15. 11. 11 全水道施設の総合試運転を開始する。
- H 16. 1. 20 熊本県知事へ水道用水供給事業の給水開始届を提出する。
- H 16. 1. 31 全水道施設の総合試運転を終了する。
- H 16. 2. 1 八代浄水場にて通水式を行い、1市7町への水道用水の供給を正式に開始する。(一日最大供給量 21, 050 m³)
- H 16. 3. 31 企業団構成市町の大矢野町、姫戸町及び龍ヶ岳町の3町が松島町と合併し、上天草市となる。
- H 16. 3. 31 上天草市と水道用水の供給に関する協定を締結する。
- H 16. 3. 31 上天草市と構成市町配水池の管理に関する協定を締結する。
- H 17. 1. 15 企業団構成市町の松橋町、小川町及び豊野町の3町が不知火町及び三角町と合併し、宇城市となる。
- H 17. 1. 15 宇城市と水道用水の供給に関する協定を締結する。
- H 17. 1. 15 宇城市と構成市町配水池の管理に関する協定を締結する。
- H 18. 3. 27 企業団構成市町の倉岳町が本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町と合併し、天草市となる。
- H 18. 3. 27 天草市と水道用水の供給に関する協定を締結する。
- H 18. 3. 27 天草市と構成市配水池の管理に関する協定を締結する。